平成２５年（フ）第２７号
沖縄県石垣市字登野城609番地２　真喜アパート２－Ｓ
債務者　仲宗根弥生
1　決定年月日時　平成25年12月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年２月12日まで　那覇地方裁判所石垣支部

平成２５年（フ）第１４１号
宮城県大崎市古川諏訪１丁目３番50号　エルムハイツ101号
債務者　藤澤　善美
1　決定年月日時　平成25年12月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年２月13日まで　仙台地方裁判所古川支部破産係

平成２５年（フ）第１４２号
宮城県大崎市松山金谷字駅前西24番地11
債務者　菊地　重徳
1　決定年月日時　平成25年12月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年２月13日まで　仙台地方裁判所古川支部破産係

平成２５年（フ）第６３７号
千葉県柏市西原１丁目12番１号　カトレア荘５号
債務者　小松　久子
1　決定年月日時　平成25年12月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年２月13日まで　千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２５年（フ）第１１２１号
堺市堺区中向陽町１丁１番32号高原文化１Ｆ１号室
債務者　本田實千代
1　決定年月日時　平成25年12月12日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年２月13日まで　大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２５年（フ）第２１７号
兵庫県明石市松が丘４丁目２番34―102号、前住所兵庫県明石市松が丘２丁目５番22―207号
債務者　奥住　春香（旧姓大森）
1　決定年月日時　平成25年12月12日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年２月13日まで　神戸地方裁判所明石支部破産係

平成２５年（フ）第２５３号
神戸市西区玉津町今津192番地の１　ビリーブタウンＤ―202号、前住所神戸市西区神出町五百蔵142番地441
債務者　宮前　文世
1　決定年月日時　平成25年12月12日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年２月13日まで　神戸地方裁判所明石支部破産係

平成２５年（フ）第２５６号
兵庫県明石市朝霧北町3777番地の58
債務者　高橋　由香
1　決定年月日時　平成25年12月12日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年２月13日まで　神戸地方裁判所明石支部破産係

平成２５年（フ）第２６号
奈良県五條市住川町91番地の304
債務者　内倉　厚志
1　決定年月日時　平成25年12月12日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年２月13日まで　奈良地方裁判所五條支部

平成２５年（フ）第８４号
山口県山陽小野田市大字西高泊2004番地７
債務者　藤屋枝美子
1　決定年月日時　平成25年12月13日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年２月13日まで　山口地方裁判所宇部支部

平成２５年（フ）第８５号
山口県山陽小野田市大字西高泊2004番地７
債務者　藤屋　裕太
1　決定年月日時　平成25年12月13日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年２月13日まで　山口地方裁判所宇部支部

平成２５年（フ）第１０３号
山口県宇部市則貞１丁目６番６―304号則貞市営住宅
債務者　松井　大介
1　決定年月日時　平成25年12月13日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年２月13日まで　山口地方裁判所宇部支部

平成２５年（フ）第６８０号
北九州市八幡西区陣山３丁目９番10―407号
債務者　村井　香織
1　決定年月日時　平成25年12月12日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年２月13日まで　福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２５年（フ）第７４０号
北九州市小倉南区下貫１丁目２番18号　Ａ―202
債務者　田原　留美（旧姓末松）
1　決定年月日時　平成25年12月11日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年２月13日まで　福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２５年（フ）第４２７号
大分県由布市庄内町東長宝1033番地
債務者　吉廣　昌子（旧姓　稲富）
1　決定年月日時　平成25年12月13日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年２月13日まで　大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２５年（フ）第４４５号
大分県別府市大字鶴見1951番地の232
債務者　平井　浩一
1　決定年月日時　平成25年12月13日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年２月13日まで　大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２５年（フ）第１４０号
福島県岩瀬郡天栄村大字大里字南沢114番地
債務者　石塚　滝夫
1　決定年月日時　平成25年12月13日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年２月14日まで　福島地方裁判所郡山支部破産係